

第2号議案

送配電等業務指針変更案への附則の日付記載及び認可申請について

(案)

1. 平成31年3月1日総会で報告した送配電等業務指針の変更案の附則の空欄について、当該総会で報告の上、別紙1のとおり、「4月1日」と記載する。
2. 前項の変更案（前項の議決に基づく記載事項を含む。）について、電気事業法第28条の4第1項後段の規定及び関係省令に基づき、別紙2により、経済産業大臣に変更認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：送配電等業務指針変更案 新旧対照表（抜粋）

別紙2：送配電等業務指針変更認可申請書

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
附則 (平成31年 月 日) (施行期日) 本指針は、平成31年__月__日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	附則 (平成31年 月 日) (施行期日) 本指針は、平成31年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。